

質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

質問

当日の新聞や最新号の雑誌についても半分以下なら図書館でコピーすることが法的に可能ですが、実務上どのようにして半分以下の部分のコピーサービスをしたらよいのか明示したのがありますか。

法規定は「できる規定」なので、半分以下のコピーをしないと運用も可能ですが、そういう運用をしている公共図書館の方が、半分以下コピーをする公共図書館より多いのでしょうか。

回答

最新号の雑誌や新聞の複写については、以前は複写不可という見解がよく言われたこともあり、現在でも複写不可の扱いをしている図書館が多いと思われます。

ただ、最近では、文化庁の見解としても、「新刊雑誌の記事は一切コピーできないという誤解をされている方もおられますが、このような場合においても原則に戻り、著作物の一部分であればコピーすることはできます（第31条第1項）。もっとも、図書館の方針で新刊雑誌のコピーサービスはしないと決めるのは自由です」（著作権なるほど質問箱）と明言していることや、利用者から要望が寄せられることもあり、半分以下であれば最新号に掲載された記事のコピーを認めている図書館が、出現しつつあります。

半分以下であればコピーできる旨をウェブサイト上において掲げている図書館としては、大阪市立図書館<<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000255/255854/beppyou.pdf>>、北九州市立図書館<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/file_0371.html>、熊谷市立図書館（雑誌のみ）<https://www.kumagayalib.jp/toshow/pdf/copy_ouryou.pdf>、ジェトロ・ビジネスライブラリー<https://www.jetro.go.jp/library/info/maillsv/copyservice_copyright.pdf>があります。これらの図書館では、申込み時に複写する範囲を確認し、半分以下であれば複写を認めているという運用をしているものと思われます。

質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

質問

上映会について

図書館と市民活動団体が主催し、図書館の所蔵 DVD、または、市民活動団体がレンタルした DVD を上映している映画会があります。その映画会の参加者に対し、例えば、レンタル DVD のための寄附をつのることは、著作権法上はできないと解釈すればよいですか？

あるいは、寄附をつのる上映の際は、図書館が主催からはずれば OK でしょうか？

回答

現在、図書館界の慣行としては、上映会については著作権法第 38 条第 1 項を適用せず、原則としていわゆる「上映権付きビデオ」を使うことが一般的です。

ただ、自治体によっては、上映会につき、著作権法第 38 条第 1 項を適用できるという見解を出しているところもありますので<<https://twitter.com/DomeDeShow/status/962677700476354560>>、同項を適用するという方法もあるかと思えます。ちなみに、文化庁<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000504>や福井健策弁護士も、同様のご見解です<<https://japan.cnet.com/article/35050993/>>。

このため、2つのケースそれぞれでどのように考えればよいかについて、述べていきます。

(1) 図書館所蔵の「上映権ビデオ」を使う場合

こちらの場合は、その「上映権ビデオ」に示されている使用条件がどうなっているかによります。この使用条件において、寄附を募ることを許容しているのであれば、もちろん認められますし、いかなる対価の徴収も認められていなければ、徴収することはできないと考えます。その点について特に定められていない場合は、そのビデオの発売元に確認することになるかと思えます。

(2) 著作権法第 38 条第 1 項を適用する場合

こちらは、市民活動団体がレンタルした DVD や購入したセルビデオを使う場合など、「上映権付きビデオ」を使わないで行う場合が該当します。

この場合において、著作権法第 38 条第 1 項を適用しなければ、著作権者が有する上映権を侵害することになります。このため、著作権侵害にならずに上映会を行うには、著作権法第 38 条第 1 項が掲げる 2 つの要件、すなわち、①営利を目的としないこと、②観衆から料金を徴収していないこと、を満たす必要があります。

- ① については、図書館や市民団体が行っている以上、満たされていると思いますが、問題は②です。寄付金といえども、上映の対価として徴収する場合には、同項にいう「料金」を徴収していることと考えられます（寄付金目的とはいえ対価を徴収する場合には同項の適用がないとした判決として「チャリティコンサート無断演奏事件」（東京地方裁判所平成 15 年 1 月 28 日判決）があります）。寄付金を支払わなくても鑑賞を認めているような場合はこの事例と同一視できない可能性はありますが、個人的には慎重に考えた方がよいと考えます。

質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

質問

市町村合併前の旧 A 市が許諾をとって貸出していた DVD を、合併後に他館（旧 B 市）でも貸出し可能かどうか、お聞かせください。

（合併時に権利者に確認できるものはしましたが、確認のとれていないものがあります。）

回答

合併した後もこの許諾の効力が継続しているかという問題と考えます。このような解釈は、専門家の判断を仰いだ方がよいと思います。

質疑応答書

科目名：著作権と図書館

講師名：南 亮一

質問

勉強になりました。ありがとうございます。1つ質問があります。当市（狛江市）において公民館事業で市民を対象とする映画会を隔月で行っています。高額な貸借料（5～10万円）を支払っています。一方、地域センターにおいても、同様の上映会をよく行っていますが、最新の映画を恐らく借りて（レンタル）して上映している様なのですが、問題とらないか、どちらも非営利にて大丈夫であるか、お聞きしたいです。可能でしたら、公民館の上映も高額な貸借でなく、購入等したものを上映した方が経済的であろうかと考えました。よろしくお願いします。

回答

現在、図書館界の慣行としては、上映会については著作権法第38条第1項を適用せず、原則としていわゆる「上映権付きビデオ」を使うことが一般的です。

ただ、自治体によっては、上映会につき、著作権法第38条第1項を適用できるという見解を出しているところもありますので<<https://twitter.com/DomeDeShow/status/962677700476354560>>、同項を適用するという方法もあるかと思えます。ちなみに、文化庁<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000504>や福井健策弁護士も、同様のご見解です<<https://japan.cnet.com/article/35050993/>>。

このように、現在では、図書館では上映権の処理をきちんと行って上映している一方、その他の施設では、著作権法のことを知らずにか、上映権が働くことを認識した上で、著作権法第38条第1項を適用するという解釈に立って、上映会を行っているものと考えます。

それだったら、図書館もその他の施設のように、著作権法第38条第1項の規定を適用して、セルビデオやレンタルビデオを使って上映会を行えばよいではないかとお考えになるかと存じますが、そのように楽観的に考えられない状況になっています。

と申しますのも、1970年代に映画館の方やビデオソフトメーカーが、図書館の上映会を問題視しており、この解決のために、図書館と日本映像ソフト協会との間で、上映権付きビデオを原則として使う旨の「合意書」を取り交わしたという事情があるためです。また、業界団体である日本映像ソフト協会は、この著作権法第38条第1項の規定を問題

視しており<http://jva-net.or.jp/faq/qa_14.html>、無断上映は上映権の侵害であるという主張をしていることから、ビデオメーカーから抗議を受ける恐れがあります。

確かに、同項があるのだから、同項を適用することで、経費を節約するというのも一理ありますが、そのためには、このような抗議に対抗できるような方策を、法務担当部署に相談の上で、考えておく必要があると思います。